

令和6年11月1日

香芝市長 三橋 和史 様
香芝市教育長 小西 友吉 様

香芝市議会議長 川田 裕

【 質問者： 下村 佳史 】

質 問 状

香芝市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき次のとおり質問するので、同条第2項により速やかに回答して下さい。

1 都市計画道路の整備について

(1) 街路整備プログラムの策定について

市長は、令和6年6月定例会及び9月定例会においても、都市計画道路の整備を積極的に進めていく旨の説明をしている。

しかし、現在進めている街路整備プログラムの策定は令和6年度中であるとされており、すなわち令和7年3月までに策定するということであるが、仮にこのような説明が真実であるとすれば、令和6年6月の市長の就任から1年近くも経過してようやく計画が策定されるというようなスケジュールであるということであり、あまりに悠長であると言わざるを得ない。

いずれの都市計画道路をどのように優先順位付けをして整備していくのかを決めるだけなのになぜ1年近くも要するのか不思議であり、このようなスケジュールであれば市長の公約は任期中に達成することはできない。

街路整備プログラムの策定の進捗状況について詳しく説明されたい。また、その策定は令和6年12月までに済ませ、都市計画道路の整備も前倒しして着手することができるようになるべきであると考えているが、市長は担当部署に対していかなる指示を出しているか。

(2) 都市計画道路（穴虫田尻線）に係る事業の実施時期について

都市計画道路（穴虫田尻線）に関して、関係する土地区画整理事業の関係者との協議の進捗状況について、協議に出席した職員名、協議の相手方、協議の内容、協議の年月日を示して説明されたい。

また、その基本設計、詳細設計、用地交渉の開始時期、工事着手時期は、それぞれいつ頃を目指しているのか説明されたい。また、その整備予定の区間について、およそ何人の地権者が関係しているのかを調査した時期について明らかにするとともに、その人数を回答されたい。

(3) 都市計画道路（関屋尼寺線）に係る事業の実施時期について

都市計画道路（関屋尼寺線）のうち、スポーツ公園整備予定地以西の関屋地区とを結ぶ区間に関して、その基本設計、詳細設計、用地交渉の開始時期、工事着手時期は、それぞれいつ頃を目指しているのか説明されたい。また、その整備予定の区間について、

およそ何人の地権者が関係しているのかを調査した時期について明らかにするとともに、その人数を回答されたい。

関屋尼寺線の整備予定の区間については、航空写真などで確認する限り、宅地が比較的少なく、事業に着手しさえすれば、穴虫田尻線よりも早期の竣工を目指すことができるものとするが、市としてはどのように考えているか。

2 香芝市立真美ヶ丘西小学校の標準服について

今般、市長が進める標準服（制服）無償化の政策については多くの市民に歓迎されているものと認識しているが、市内10校の市立小学校のうち、香芝市立真美ヶ丘西小学校についてだけ標準服が定められていない。

教育委員会は、標準服無償化の政策を実施するに当たり、他9校の小学校では2万円を上限として標準服の購入に要する実費を支給することとし、真美ヶ丘西小学校については1万6000円を現物支給することとする旨を説明している。

このようなことから、極めて一部の保護者からではあるが、他校との公平な取り扱いを求めて、真美ヶ丘西小学校についても標準服を定めるよう求める声が上がっている。このことは、令和6年9月定例会でも質問したが、標準服を定めることについては一定の合理性があるものとする。

標準服を定めることとしても、従来どおり児童や保護者の選択に応じて私服による通学も認めることとすれば、誰にとっても何ら不都合は生じない。むしろ、標準服を定めることが他校に通学する児童らと公平な扱いを受けることができることとなり、市長の標準服無償化の政策をより適切なものにするものといえる。

令和7年度の入学手続の時期も近づいてきており、早急に判断することが求められるが、教育委員会として真美ヶ丘西小学校についても標準服を定めるべきではないか。仮に標準服を定めないこととする場合には、前記のように標準服を定めて私服による通学も認める場合との公平性の観点からの優位性を合理的に説明されたい。また、この点に関する市長の見解もうかがいたい。

3 議員研修に理事者が同行しないことについて

香芝市議会では、これまで委員会ごとに議員が研修のために他の行政機関等を訪問する際に委員会の所管の部長らが同行していた。しかし、市長が変わった後の初めての研修には、所管の部長らは同行しないこととされた。

たしかに、議員の研修に職員が同行することに賛否があり、議員の研修には職員は同行しないこととしている自治体も多くあるものと承知しており、今般、同行しないこととしたことについては市長を始め理事者側の判断を尊重すべきであるとする。

一方で、部長らが同行してきたことで議員と理事者が問題意識を共有する機会ともなっていたものと考えられる。

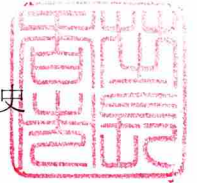
そこで、今般、議員の研修に部長らが同行しないこととした理由と、議員と理事者が問題意識を共有するためにどのような取組を実施されるのかについてうかがいたい。

香 企 第 8 1 号

令和6年11月29日

香芝市議会議長 川田 裕 殿

香 芝 市 長 三橋 和史



香芝市教育長 小西 友吉



文書質問に対する回答書の送付について

令和6年11月1日付け下村佳史議員の文書質問に対し、別紙回答書を送付する。

下村佳史議員提出の文書質問に対する回答書

1 (1)について

街路整備プログラムの策定については、令和7年度に持ち越す見込みである旨の報告を受けていたが、議員御指摘のとおり、そのような業務の進め方では必要以上に長い期間を掛け過ぎるものであると言わざるを得ない。街路整備プログラムの策定は前市長の決裁に基づいて多額の費用を掛けて業務委託しているところ、その内容を見れば職員自身が短期間で策定することができるようなものであると考えられる。

そこで、令和6年9月26日の時点で、市長から所管の都市創造部に対し、同年12月までに策定するように指示しており、現在は都市創造部において同月までに策定することができるように努めているところである。

ただし、香芝市議会の議決すべき事件を定める条例第2条は、同条第2号に規定する「市行政の各分野における政策及び施策の基本的な方向(法令により市長その他の執行機関が策定することとされているもの及び特定の地域を対象とするものを除く。)又は執行について定める計画のうち、その期間が5年以上のものの策定、変更又は廃止に関すること。」を香芝市議会の議決すべき事件として規定していることから、仮に市長部局において同月までに案を策定することができたとしても、香芝市議会の議決を経て確定するまでには更に少なくとも次の定例会までの約3か月間の期間を要することとなる。この点については、市長から総務部及び都市創造部に対し、都市計画道路の整備を前倒しすることができるように、令和6年12月香芝市議会定例会の最終日に街路整備プログラムの策定に係る議案を提出し、又は、同条例が香芝市議会の議決すべき事件として規定する範囲が余りに広範であるがゆえに迅速かつ効率的な行政執行に支障を来しているものと考えられることから、同条例の改正案の提出を検討するように指示している。

都市計画道路については、周辺の道路の整備状況や同年9月に策定した第一次香芝市都市計画再編基本方針に基づいて進めていく高度地区による建築物の高さの最高限度の見直し等を勘案した上での当該道路の整備の必要性、主に関係する土地の利用状況や関係する土地の地権者の人数や意向等を踏まえ、畑分川線、穴虫田尻線、尼寺関屋線及び五位堂駅前南線を優先的に整備していく方針であり、市長から都市創造部に対し、年度区分に捉われることなく早期の事業着手を目指すよう指示している。

1 (2)について

都市計画道路（穴虫田尻線）について、関係する（仮称）香芝市関屋まつ

かげ台土地区画整理組合設立準備会の関係者との協議は令和6年7月26日及び同年11月8日に実施しており、協議に出席した職員名、協議の相手方及び協議の内容の概要は、それぞれ次のとおりである。なお、協議の内容の詳細については、回答を差し控える。

また、都市計画道路（穴虫田尻線）については、都市計画事業として実施する場合、早ければ令和7年度に予備設計を実施した上で、都市計画法第59条第1項に基づく事業認可を取得し、令和8年度に詳細設計及び用地測量を実施し、用地交渉を開始し、令和9年度に工事着手することができる見込みであるが、関係する土地区画整理事業の進捗状況に左右されるものと考えられる。

整備予定区間における関係する土地の所有者については約106人で、その調査の実施時期は令和6年11月であり、その他の地権者については詳細な調査は実施していない。

令和6年7月26日の協議

- ・協議に出席した職員名
三橋市長、堀本副市長
- ・協議の相手方
（仮称）香芝市関屋まつかげ台土地区画整理組合設立準備会 代表者
1名
- ・協議の内容の概要
土地区画整理事業に対する意向確認

令和6年11月8日の協議

- ・協議に出席した職員名
堀本副市長、津本都市創造部長
- ・協議の相手方
（仮称）香芝市関屋まつかげ台土地区画整理組合設立準備会 代表者
他3名
- ・協議の内容
区画整理事業に対する課題整理

1(3)について

都市計画道路（尼寺関屋線）については、平成26年に予備設計を実施していたことが明らかになった。そのため、令和7年度に道路法第8条に基づく路線の認定を行い、事業施工期間、施工区間・区域を定め、奈良県知事の承認を

受け、遅くとも令和８年度に詳細設計及び用地測量を実施し、用地交渉を開始し、令和９年度に工事着手することを目指している。

整備予定区間における関係する土地の所有者については約２７人で、その調査の実施時期は令和６年１０月であり、その他の地権者については詳細な調査は実施していない。

御指摘のスポーツ公園整備予定地と関屋北地区とを結ぶ区間のうち、祇園荘付近については僅かな区間であるもののいくつかの宅地があることから必ずしも容易に事業を進めることができるとは言い切れないが、スポーツ公園整備予定地側の大半の区間について宅地等がないことは早期の事業の実施を目指す理由の一つであるといえる。

２について

香芝市立小中学校新入生の標準服無償化事業に関して、標準服が指定されていない香芝市立真美ヶ丘西小学校への就学予定者の保護者に対する給付金額は、諸般の事情を総合的に考慮した結果、令和７年度については１６，０００円、令和８年度以降については１０，０００円とすることとする。

併せて、今後、同校において標準服を定めた場合には、他の小学校への就学予定者の保護者と同様の条件で標準服に指定されている用品の購入に係る経費の補助を受けられることとして、他の小学校への就学予定者と可能な限り公平性を維持する制度になるよう、令和６年１１月１８日に香芝市立小中学校新入生標準服購入費補助金等交付等要綱を制定し、告示した。

なお、議員御指摘のように、今後、香芝市立真美ヶ丘西小学校において標準服を定めることとしても、従来どおり児童や保護者の選択に応じて私服による通学も認めることとすれば、特に不都合が生じることがないものと思われるから、標準服を定めないことは標準服も定めて私服による通学も認める場合と比較して優位性はないと考えられる。

いずれにしても、同校が創立当時から標準服を定めてこなかった経緯等も考慮しつつ、就学予定者の保護者等の関係者の意見を聴きながら、標準服を定めることとするかどうかを決定したい。その時期については、令和７年９月頃までをめどとしたい。

３について

議員御指摘のとおり、香芝市議会の常任委員会ごとに市議会議員らが宿泊を伴って実施する研修には、当該常任委員会が所管する事項を所管する関係部長

らが同行していた。

しかし、議員御指摘のとおり、議員の研修に職員が同行することには賛否があり、議員の研修には職員は同行しないこととしている自治体も多い。また、香芝市議会又はその委員会等が主催する市議会議員のための研修については、市議会議員らが自らの責任で企画して研修に臨み、その成果は市議会議員ら自身により市民らに報告した上で、本会議や委員会における質問や質疑において生かすことが期待されるべきものであると考えられ、必ずしも職員が同行する必要性は高いとはいえない。

また、部長級職員については、市長による指示事項等の実現に向けて部内における業務の管理や部局間に跨る事項についての連絡調整に努め、日々業務に必要な意思決定をしていかなければならない立場にある上、最近では市議会議員による文書質問や資料要求等の他律的な業務にも長時間にわたって対応する必要が生じており、人によっては休暇等も十分に取得することができていないことから、市議会議員らが宿泊を伴って実施する研修に同行することは控えない。

さらには、特に宿泊を伴う研修については、飲食を伴う席に市議会議員と職員が同席する機会が設けられることがこれまで多かったものと承知しているが、そのことによる職員の精神的な負担が大きいことや、職員と議員との適切な距離を保つ必要があることには、注意を要するものと考えられる。

一方で、現市長の就任後、毎定例会前に市長、副市長及び部長級職員らと市議会議員との意見交換の機会を設けることとし、さらには現市長の指示の下、組織的に、部長級職員らと市議会議員らが日常的に意見交換する機会を設けることとしており、理事者と市議会議員が市政上の問題意識等を共有するための取組は、前市長までの時期と比較して積極的に実施しているものと考えている。

以上のことから、行政執行上の特別の事情のない限り、市議会議員らが宿泊を伴って実施する研修に職員が同行しないこととしたことについては、御理解願いたい。